資料２

保育園給食調理業務委託実施要領（追加募集）

１　事業の趣旨・目的

江東区立保育園における保育園給食が良質で安全かつ衛生的、安定的に供給されることを目的とする。

２　業務概要

(1) 業務名

保育園給食調理業務委託

(2) 業務内容

別紙：「保育園給食調理業務委託仕様書」のとおり

(3) 再選定実施園　　※括弧内は定員数

ア　亀戸第二保育園：１～５歳児（103名）

イ　城東保育園　　：０～５歳児（119名）

※0歳児給食を含めた委託となります

(4) 契約期間

令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

※ただし、仕様及び価格に変更がなく履行状況が良好な場合は、原則として契約を２回まで更新できる。

(5) 委託上限額（税込み）

ア　亀戸第二保育園：　　円＊11/12以降HPにて公表予定

イ　城東保育園　　：　　円＊11/12以降HPにて公表予定

※本事業の実施及び予算額については、令和９年第１回区議会定例会における令和９年度当初予算の議決を前提としているため、変更又は中止となる可能性がある。

３　参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成

14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

(3) 法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。

(5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。

(6) 本社又は事業所が東京都23区内にあること。

(7) 令和８年10月１日時点で、直近３年間に東京都23区内の保育園で受託実績があること。

(8) 本区の保育園給食調理業務に新規応募する委託業者は、令和４年４月１日以降、関東地区において、保育園給食調理業務で安全衛生管理上の重大な事故（食中毒、火災、食物アレルギー等）を起こしていないこと。

(9) 本区の保育園給食調理業務において、令和６年４月１日以降に安全衛生管理上の重大な事故（食中毒、火災、食物アレルギー等）を起こしていないこと。

４　スケジュール

内容	日程
(1) 実施要領の公表開始日	令和８年11月2日(月)
(2) 質問受付期間	令和８年11月2日(月)～ 令和８年11月16日(月)午後４時
(3) 質問回答日	令和８年11月20日(金)
(4) 参加表明書の提出期限	令和８年11月27日(金)午後４時厳守
(5) 提案書類の提出期限	令和８年12月4日(金)午後４時厳守
(6) 第１次審査結果通知（メール）	令和８年12月15日(火)までに通知
(7) 第２次審査	令和８年12月下旬予定
(8) 最終選定結果通知	令和９年１月上旬予定

審査内容について

ア　第一次審査

提案書・報告書による事務局評価

イ　第二次審査

プレゼンテーションを行い、選定委員による評価

５　参加手続

(1) 実施要領の公表

ア　公募期間

令和８年 11 月 2 日（月）～11 月 27 日（金）

イ　公募方法

区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

ア　質問受付期間

令和８年11月16日(月)午後４時

イ　質問方法

電子メールにより１１**申込み及び問合せ先**まで提出すること。メールの件名は、「【参加者名】保育園給食調理プロポーザルに係る質問」とすること。

ウ　回答日時

令和８年11月20日(金)

エ　回答方法

質問への回答は、区ホームページに掲示し、個別回答は行わない。

(3) 参加表明書の提出

ア　提出期限

令和８年11月27日(金)午後４時厳守

イ　提出方法

郵送又は持参（平日午前９時～午後５時）。提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

※持参の場合は、１１**申込み及び問合せ先**に事前に連絡すること。

(4) 提案書類の提出期限

ア　提出期限

令和８年12月4日(金)午後４時厳守

イ　提出方法

データ(PDFデータ)にて、１１**申込み及び問合せ先**　宛に送信。メールの件名は、「【参加者名】保育園給食調理プロポーザル（追加募集）に係る提出書類」とすること。

提出期限後に到着した応募書類は無効とする。提出書類に不足があった場合、不足の連絡はしない。

※データでの送付が基本であるが、送信できないものは郵送でも受付ける。その場合は、１１**申込み及び問合せ先**　に事前に連絡し部数等の確認を行うこと。

６　提案書類

(1) 区指定書類一式

ア　保育園給食調理業務の委託に係る会社概要【様式１】

イ　保育園給食調理業務受託実績【様式２】

※査証資料として、本書類に記載した契約に係る契約書の写し（10件以上の受託実績がある場合は、契約年月日の新しいものから10件分）を添付すること。

ウ　学校給食調理業務受託実績【様式３】

エ　病院・福祉施設調理業務受託実績【様式４】

オ　見積書の前提となる人員配置体制等【様式５】

※６－（４）価格提案書に添付する

(2) 企画提案書（任意様式）

次の内容について、Ａ４用紙を縦方向に使用し、横書きで提出すること。

ア　保育園給食調理の受託内容、取組、職員の配置（資格、勤務ローテーション）

イ　従事職員（正規社員及びパート社員）の固定化に対する考え方(年数等)

ウ　本社社員（衛生管理者、給食受託管理士等）の給食室衛生点検と現場指導体制

エ　保育園給食調理従事職員（正規社員及びパート社員）に対する年間の研修教育体制（衛生教育、安全教育、調理技術、管理監督教育、食育への取組、保育園給食の意義、教育日程・回数等）

オ　保育園給食の未経験者を従事させる場合の研修等の対応

カ　休暇取得や交通機関の事故等が発生した場合のパートを含めた調理従事者バックアップ体制の確保

キ　過去５年間に、貴社が関係した保育園、学校、病院、事業所等で食中毒事故等があった場合、その発生日時及び内容

ク　委託当初の本社スタッフの指導計画

(3) 添付書類（法人情報）

ア　法人の経歴書

イ　直近３期分の決算報告書　＊販売費・一般管理費を掲載してください

ウ　直近１年分の法人税、法人事業税、地方消費税の納税証明書（発行日は提出日基準で３か月以内のもの）

エ　法人の組織図

オ　衛生・安全管理及び災害発生時のマニュアル並びに研修教育時の資料

カ　アレルギー疾患対応作業マニュアル及び給食室清掃マニュアル

(4) 価格提案書（見積書）

見積書の前提となる人員配置体制等【様式５】を併せて提出すること。

(5) 送付方法

データ(PDFデータ)にて、１１**申込み及び問合せ先**　宛に送信。

※データでの送付が基本であるが、送信できないものは郵送でも受付ける。その場合は、事前に１１**申込み及び問合せ先**　に事前に連絡し部数等の確認を行うこと。

７　評価方法

(1) 評価基準

別紙「選定項目別基準表」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーションについて評価基準に基づいて評価する。

(3) 第一次審査（書類審査）

提出された書類について「評価基準」に基づき審査し、採点が高い事業者から順に３事業者を第２次審査対象者として選定する。選定結果は令和８年１２月１５日(金)までに電子メールにより「参加資格確認通知書」を送付する。あわせて、第２次審査の日時、集合場所等を通知する。

(4) 第二次審査

ア　プレゼンテーション審査は、本事業を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。１事業者当たり20分（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）とする。

イ　プレゼンテーション会場には、マイクセット、プロジェクター、ＨＤＭＩケーブル及びスクリーンを本区で準備をする。それ以外に必要な物品については、提案者で準備をすること。

ウ　会場への入室は、１事業者につき３名までとする。

エ　プレゼンテーションの持ち時間（10分）が経過した場合は、その時点でプレゼンテーションを打ち切るので注意すること。

オ　事前に提出された企画提案書のみを選定委員に事前配布する。追加資料がある場合は、プレゼンテーション開始前までに各選定委員及び事務局に配布すること。なお、事前に提出された企画提案書以上の提案は認めない。また、プレゼンテーション開始後の追加配布は認めない。

(5) 候補者の選定方法

失格者を除いた者のうち、参加表明書に基づき受託希望施設ごとに(3)（4）の総合点が高得点順に契約候補者を決定する。

ただし、今回の選定対象以外の江東区立保育園における受託件数との合計件数が８園を超える場合は、８園を超えた分について次点者を契約候補者とする。また、選定結果により、同事業者の受託件数が８園を超えることとなる場合は、０歳児園の選定を優先する。

なお、総合点が６割未満の場合は、契約候補事業者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ　その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

８　選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を電子メールにより通知する。また、契約締結後、下記項目を区ホームページに公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

(1) 契約候補者の名称及び所在地

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称はＡＢＣ表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が２者の場合、次点者の得点は公表しない。

９　契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10　その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出ること。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、１者につき１提案に限る。

(3) 書類提出後の差し替え、訂正、再提出をすることはできない。ただし、区から指示があった場合を除く。

(4) 書類提出後に追加書類の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成や提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者

の負担とする。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位とする。

(7) 提出された資料は返却しない。

(8) 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は開示対象となる場合がある。

11　申込み及び問合せ先

江東区こども未来部保育政策課施設管理係　古郷

東京都江東区東陽４-11-28（江東区役所３階16番）

電　話：03-3647-9094（直通）

メール：2702020@city.koto.lg.jp